

# 主張の骨子

委員 柴 崎 栄 一

## 1 無償配管と貸付配管について

「無償配管慣行」とは、L Pガス「販売事業者が配管等の設置費用を負担しているにもかかわらず、そのことを消費者や建物所有者に告知せずにL Pガスを供給する慣行一般を指し、消費者がエネルギーの供給業者を切り替えようとした際に、L Pガス販売事業者が初めて配管等の所有権を主張し、配管等が買取を請求したり、消費設備の利用を禁止したりして、エネルギーの切替を拒否するものである。

無償配管慣行は、平成12年9月、社団法人日本L Pガス連合会において、L Pガス販売指針を業界自主ルールとして策定し、無償配管慣行の撤廃を周知徹底して、L Pガス販売指針の4回の改訂を経て現在、無償配管慣行はなくなっている。

一方、貸与配管は、消費配管やガス機器等をL Pガス販売事業者の負担で設置し、消費者または建物所有者との間で液石法第14条書面や契約書を取り交わして、L Pガス販売事業者がL Pガス設備等の利用料金やL Pガス供給契約の解約時にかかる設備買取費用を定めたものであり、消費者または建物所有者がL Pガス設備の所有権の帰属を確認し、かつ、買取方式を認識している点で、無償配管慣行とは明らかに異なっている。

## 2 貸与配管の歴史的経緯

- (1) L Pガス販売事業者が、消費者宅に消費配管等は無償で設置することが行われ始めたのは、昭和40年ころであり、政府が国策として都市ガスの普及を図る中で、L Pガス販売事業者が生き残りを図るために考え出された販売戦略である。都市ガスの供給を受ける場合、都市ガス会社が消費者宅敷地付近の公道まで導管を敷設し、敷地境界線から消費者宅までの配管および屋内の配管・燃焼機器等の一切は、消費者が負担することとされるため、少なからぬ初期費用

が必要であった。ところが、LPガスの供給を受けようとする場合には、LPガス販売事業者の負担となる供給設備は、ボンベとガスメーターと調整器で足り、敷地内配管の必要は殆どなく、屋内配管、燃焼機器の設置費用は、消費者の負担とされていたものの、これをLPガス販売事業者が負担すれば、消費者は初期費用なくLPガスの供給を受けられることになることから、都市ガスに消費者を奪われることなく、生き残りを図ることができるというものであった。ただし、LPガス販売事業者が消費設備費用を負担していることを明示しない事例が少なからず見られたために紛争が生じ、「無償配管慣行」として廃止を求められたのである。

(2) しかるに、LPガス販売店による消費設備の先行投資は、大手事業者が先行して始め、中小事業者も追随したために、燎原の火の如く全国に広まった。ところが、昭和48年(1970年代)、オイルショックが発生したため、LPガス販売事業の経営基盤が弱体化し、先行投資としての消費設備の設置が次第に困難になっていった。そのため、昭和52年には、中小事業者から消費設備の先行投資を控えるべきであるとの運動が全国規模で起こったが、建設業者や消費者からLPガス販売事業者の負担による消費設備の設置を求める声が強くなり、これを継続せざるを得なかったのである。

(3) 平成9年、それまでLPガス販売事業と保安業務とは同一の事業者が行うものとされていたが、切り離されて、LPガス販売事業は登録制とされた。そのため、保安業務を行うことのできない事業者でもLPガスを販売できることとなっただけでなく、それまで必要とされていたボンベ(容器)の保管場所の確保が必須とされなくなり、配送業務を他業者に全て委託することで保管場所の確保が不要となった。このことから、顧客の勧誘・切替のみを目的とする業者(ブローカー)の出現を容易にさせたのである。

また、LPガス販売業を登録制にしたのを機に、他のLPガス販売事業者が敷設した消費配管などを、只で利用することを企図する業者が現われ、「自由料金制となったことから、LPガス料金を安くします。」などと事実と異なる勧誘をし(従前から料金は自由に設定されていた)、先行投資せずに他の事業

者の顧客を奪取しようとし、これがLPガス業界で問題とされるようになるや、自社が表に出ないようブローカーを使って営業する業者が出現するようになったのである。

### 3 集合住宅に対する貸与配管について

当WGが問題とする集合住宅に対する貸与配管について現在まで本職が担当した訴訟案件はない。

つまり、集合住宅における貸与配管については、LPガス販売事業者間で訴訟提起されておらず、集合住宅における貸与配管の所有権を争う業者がいない。極く一部の大手LPガス販売事業者は、個別住宅に関する貸与配管では、その所有権がLPガス販売事業者にあることを否定して消費者の切替を図りながら、そこで得た利益で集合住宅に多大な投資をし、その投資の回収のためにガス料金を高額に設定して、消費者から回収しようとしていると思われる。このことが当WGのもっとも懸念する点と考えている。

### 4 集合住宅における貸与配管の問題点

#### (1) 消費者にガス料金の選択の機会がない。

集合住宅におけるLPガスの供給は、ボンベ庫を設置するなどして行われているため、個々の入居者がLPガス供給業者を選択することができず、必然的に定められたLPガス料金を支払うこととなっている。

この点については、LPガス業界でも問題視されており、当該集合住宅を賃借する時点で、借入条件として貸し主が消費者に提示すべきであると主張しているが、監督官庁は貸主に対して法的規制をかけていない。

#### (2) また、当WGの調査で明らかにされたところによれば、所有者や不動産業者からLPガス販売事業者に対して貸与配管の強い要請がなされていると認められるが、この要請を阻止させるためには、事業者である集合住宅経営者が貸与配管と入居者に対するLPガス供給を抱き合わせでLPガス販売事業者に契約の締結をさせないことであり、建物所有者らに対し、独占禁止法にかかる抱き合わせ販売としての規制をかけるべきである。

この点につき、L Pガス販売事業者に自制を求めても、極く一部のL Pガス販売事業者は個別住宅におけるL Pガス消費設備等の所有権の帰属と集合住宅におけるL Pガス消費設備等の所有権の帰属とを場合に分けて相異なる主張を展開するなどしており、業界が一致して対処することは困難である。極く一部のL Pガス販売事業者に自制を求めることは不可能であるから、法的規制によるほかはない。

## 5 貸与配管と裁判

貸与配管にかかる裁判事例は、いずれも個別住宅に関するものであって、その件数も、全国のL Pガス利用者の数と比較すると数十万分の一に過ぎず、多くのL Pガス利用者が貸与配管慣行を有効に活用していることが分かる。しかも、貸与されたL Pガス消費設備等の所有権の帰属については、重要事項説明に際して説明を受けただけでなく、その際に渡された附属書類やL Pガス販売事業者から渡された契約書やその説明において明らかにされているにもかかわらず、一度も説明を受けたことがないなどと供述するなどしており、このような供述の信用性は極めて重大であって、このような消費者の供述を基に制度変更をすることは業界を混乱させる原因となる。

L Pガス事業者が現行制度の下で勝訴している事例と敗訴している事例の比較検討がなされ、その差異を埋めるべく制度改正を考えるのが本来の行政の在り方であり、そうした比較検討を通じて現行制度の一部修正を考えるべきであって、一括制度改正案は了承し得ない。

## 6 L Pガス販売事業者に向けた今後の対策

集合住宅における問題は、個別住宅における問題を解決せずに解決することはできない。なぜならば、L Pガス消費設備が建物と一体となっているとするならば、個別住宅だけでなく、集合住宅においても建物と一体とされるべきであり、当該L Pガス消費設備等を買取るか否か、あるいは設置費用を請負代金として支払わなければならないか否かは、法形式を変えただけで本質は何ら異なっていないからである。したがって、個別住宅における消費設備について、建物所有者の所有であって、L Pガス販売事業者に所有権はないとするならば、集合住宅に

おける消費設備等についても建物所有者に所有権があり、かつ、請負代金等の名目如何にかかわらず、一切の請求をすべきではないであろう。

この点につき、集合住宅における消費設備等の所有権ないし設置費用にかかる請負代金の存在を肯定することは、一部大手LPガス販売事業者の利権を確保する等のそしりを免れず、およそ承服できるものではない。

したがって、不当利得返還請求権の消滅時効である10年を基準として10年前から現在までの貸与配管問題について切替が行われた個別住宅の事例に関し、全て従前のLPガス販売事業者に代金が支払われるならば、いわばリセットとなり、改めて新たな制度について議論する前提となると考える。

## 7 おわりに

当WGの資料を示されたのは一昨日であり、かつ、本日は予定があるために欠席を予定していたところ、急遽、出席させていただくことにしたため、十分な資料等の提供ができないことをお詫びさせていただきたい。

以上